

2012年9月6日

## 経済連携 PT 報告

経済連携 PT 座長  
櫻井 充

昨年 11 月 9 日に本経済連携 PT でとりまとめた「経済連携 PT 提言～APEC に向けて」において、TPP への交渉参加の是非について「政府は、懸念事項に対する事実確認と国民への十分な情報提供を行い、同時に幅広い国民的議論を行うことが必要である」と提言した。

この PT 提言を受けて野田総理は 11 月 10 日に「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」との方針を示し、その後、政府は関係国との協議を通して TPP の交渉状況、協定内容等につき精力的に情報収集を行ってきた。

政府により収集された情報及び本 PT の代表団が米国、カナダ訪問時に得た情報を元に、本 PT において、懸念事項に対する事実確認と国民を代表する国会議員による「国民的議論」を積み重ねてきた。

その結果、添付のような懸念事項等に対する本 PT のとりまとめを行うに至った。政府には、昨年 11 月 9 日の提言及び添付とりまとめを踏まえ、TPP への交渉参加の是非につき、慎重に判断することを求める。

なお、本 PT の議論を通じて、経済連携全体及び TPP を含む個別の経済連携についての戦略が明確でないと多くの議員から指摘された。政府においては早急に国益の視点に立った経済連携全体の戦略およびこれに基づく個別経済連携の戦略をとりまとめるべきである。

以上

2011年11月9日

## 経済連携 PT 提言～APEC に向けて～

民主党経済連携 PT

### 1. これまでの経緯

- (1) 今回の経済連携 PT は、平成 22 年 11 月 9 日に閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」の策定に向けて、昨年秋に 16 回開催された、「APEC・EPA・FTA 対応検討 PT」における議論を引き継ぐ形で開催された。
- (2) APEC・EPA・FTA 対応検討 PT が同年 11 月 4 日にとりまとめた「経済連携推進についての提言」においては、「貿易立国はわが国の基本であり、貿易・投資の自由化に関する経済連携については、我が国はさらに本気で取り組まねばならない」とし、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想につなげる道の構築、ペルー・豪州との EPA の合意、日韓、日中韓、モンゴル、EU との EPA 交渉の再開又は開始、米国等いまだ交渉に入っていない国・地域との二国間 EPA の積極的な推進が提言されている。また、農林水産業の再生・強化、非関税分野、人の移動に関する先行的な国内改革を行うべきことも盛り込まれている。
- (3) その上で、環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) については、「既存の FTA/EPA 及び WTO 交渉との整合性を精査し、アジア・太平洋の各国の主張をしっかりと聞いた上で、関係国間の今の状態を把握する、そのためにも、情報収集のための協議を始める」ことを提言し、政府は、その旨を「包括的経済連携に関する基本方針」に盛り込んだ。
- (4) 本年 3 月 11 日の東日本大震災の発生を受け、政府の「包括的経済連携に関する基本方針」に係るスケジュールについては見直しの必要が生じ、TPP 協定交渉の参加時期については「総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」こととした。
- (5) 野田総理は、9 月の国連総会時の日米首脳会談で、TPP の参加に関して、「しっかりと議論して、できるだけ早い時期に結論を出す」と発言した。民主党では、11 月 12 日、13 日の、米国ハワイでの APEC を控え、10 月 4 日に経済連携 PT を立ち上げ、計 23 回の総会を開催し、TPP を中心に議論を行ってきた。議論の成果を踏まえ、①FTAAP に向けた我が国がとるべき立場、②TPP についての我が国がとるべき立場について提言する。

## 2. 経済連携PTにおける主な論点

(1) PTでは、政府から、一年間のTPP交渉に関する情報収集の結果をもとに説明を受け、農業・漁業、消費者、労働、医療、経済界の各団体からのヒアリング、専門家のヒアリングを踏まえて、議員間で徹底的な検証と議論を行い、論点の集約を行った。

(2) 参加した議員一人一人が日本の国としての在り様と行く末を思い、熱心な討議が行われた結果、

- ・日本は貿易立国として、自由貿易を推進、高いレベルの経済連携を推進していく、
- ・日本が主導してアジア太平洋地域の需要を取り込むため、同地域の貿易・投資の自由化を進め、FTAAPを構築しなければならない、

ことが改めて確認された。

またアジア太平洋の枠組みにおける日米関係の重要性が認識された。

(3) TPPに関しては、FTAAPに向けた道筋の中で唯一既に交渉がなされているものであり、アジア太平洋の貿易・投資ルール作りを主導するという観点からは日本の考え方を反映するべきものであり、他の経済連携と同時並行で進めるべきだ、製造業の空洞化を防ぐ一つの手段になる、投資環境の改善で、日本への着実な利益の還流につながる等の意見が出た。

一方で、TPPについては、具体的でわかりやすいメリットが見えにくいとの指摘があり、市場アクセス分野において、センシティブ品目について除外や再協議は認められないのではないか、市場アクセス以外の分野においては、医療分野、金融分野、食品表示、サービス分野、政府調達などの分野において、我が国がこれまで結んできたEPAを上回る制度の見直しが必要となるような提案が行われる可能性があるのではないか、との懸念が強く出され、日本の地域社会に大きな影響を与えるおそれがある等の論点が出た。

日本として、APECでTPP交渉への参加表明をするのか、なぜ今参加表明をしないてはいけないのか、という点は大きな議論となった。

### 3. ハワイAPECに向けての提言

上記の議論を踏まえて、PTとして以下を提言する。

提言に当たって、政府・与党は、東日本大震災からの復旧・復興及び福島原発事故への対応に、最優先で取り組むことを確認する。

#### (1) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) について

- ・我が国として、WTO を通じた国際貿易ルールの強化が重要であり引き続き積極的に交渉に取り組まなければならないが、WTO 交渉が停滞している現在、積極的に経済連携を推進しなければならない。
- ・アジア太平洋地域は、我が国にとって、政治・経済・安全保障上の最重要地域である。FTAAP の 2020 年までの実現に向け、より幅広い国々と高いレベルでの経済連携を戦略的かつ多角的に進めていく。アジア太平洋地域内において、二国間 EPA、広域経済連携を推進するとともに、EU をはじめとするアジア太平洋域外の主要な貿易パートナーとの間の経済連携も推進し、貿易投資立国として、世界の貿易投資の促進に主導的な役割を果たすべきである。
- ・APEC 首脳会議の際には、「アジア太平洋地域の経済的繁栄を目指す FTAAP の実現に向け、我が国が先頭に立って推進する」ことを高らかに表明するべきである。

#### (2) 環太平洋パートナーシップ (TPP) について

- ・TPP への交渉参加の是非の判断に際しては、政府は、懸念事項に対する事実確認と国民への十分な情報提供を行い、同時に幅広い国民的議論を行うことが必要である。
- ・APEC 時の交渉参加表明については、党 PT の議論では、「時期尚早・表明すべきではない」と「表明すべき」の両論があったが、前者の立場に立つ発言が多かった（詳細は別表のとおりである）。
- ・したがって、政府には、以上のことを十分に踏まえた上で、慎重に判断することを提言するものである。

論点整理

項目	慎重意見	推進意見
<p>1. なぜ、TPPか</p>	<p>○日本が主導してアジア太平洋地域の貿易・投資の自由化を進め、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を作らなければならない。</p> <p>○TPPのもたらす具体的で分かりやすいメリットが見えない。</p> <p>○貿易・投資の自由化の道がなぜTPPなのか。</p> <p>○TPPは、日米経済調和对話などから、輸出増で米国の雇用を拡大する等、米国の利害を一番に考えた戦略ではないかと懸念される。</p> <p>○TPPはFTAAPの実現に向けて一番リスクが大きく、最悪のルートではないか。</p> <p>○中国・韓国が不参加となり、カナダが交渉参加を拒否された理由はなにか。</p> <p>○TPP交渉に参加すれば、日本がアメリカの輸出戦略や新興国の市場として標的となるのではないか。</p> <p>○TPPで、日本の文化や互助の精神等を保っていくことができるのか。国柄の違いを認め合う経済連携ではないのではないか。</p> <p>○国民の生活が第一という民主党の理念とTPPとは相通じないのではないか。競争促進で生活の豊かさにつながらないのではないか。</p> <p>○社会保障や子育て支援等を充実するためにも経済成長を図らなければならない。</p>	<p>○日本が主導してアジア太平洋地域の貿易・投資の自由化を進め、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を作らなければならない。</p> <p>○現在TPPがFTAAPに向けた道筋の中で唯一交渉されている。TPPへ早期に交渉参加し、日本の考えを反映し、アジア太平洋のルール作りを主導するべき。</p> <p>○TPPへの交渉参加により、日EUや日中韓など他の経済連携の推進力にもなる。</p> <p>○日米安保同盟上重要ではないか。</p> <p>○社会保障や子育て支援等を充実するためにも経済成長を図らなければならない。</p>

項目	慎重意見	推進意見
<p>2. WTOや既存の経済連携、進行中又は将来構想段階の経済連携とTPPの関係</p> <p>① TPPはFTAAPにつながるのか。アジアの自由貿易体制をどう構築するか。</p>	<p>○ TPPはブロック経済につながっていくのではないのか。</p> <p>○ TPPで、日本は東アジア中心の統合を放棄するのか。</p> <p>○ ASEAN中心の枠組みと、米国が主導するTPPとの両方を同時に進めるべきではないか。</p> <p>○ 日中韓FTAやASEAN+3、+6など、一番重要な中国市場をはじめアジアとの経済連携を優先すべき。</p> <p>○ 日本が主要なサプライチェーンを築いている主要国（ASEAN等）とはFTAを締結済み、中国、韓国はTPPには入っておらず、TPPへの必要性が見いだせない。</p> <p>○ アジアの活力を取り込むなら、日中韓が先ではないか。</p> <p>○ TPPはGDPの90%が日米であり、実体的に日米EPAであり、関税ゼロの例外が認められる二国間EPAで行くべきではないか。</p>	<p>○ TPPをポゴール目標の実現手段と捉え、他のAPEC諸国への拡大を追求する必要があるのではないか。</p> <p>○ FTAAPに向け、TPP、日中韓、ASEAN+3、+6、日EUなどを同時に進めていくべき。TPPはそのためのワンステップ。日本が自由貿易の中心になってアジアと米国をつなぐべき。</p>
<p>② 他の2国間経済連携との関係</p>	<p>○ 二国間FTAを積み重ねていけば十分ではないか。</p> <p>○ TPPよりもEU、日中韓との経済連携を優先して進めればアジアの成長を取り込めるのではないか。</p>	<p>○ TPP交渉参加により、EU等TPP参加国以外の国々とのFTAも促進されるのではないか。米国の入っているTPPをやらずに、中国やEUとのEPA交渉に入るのか。</p> <p>○ 既存の二国間EPAは例外が多く、結果として日本が攻めるべきものもとれていない。</p>
<p>③ WTOとの関係</p>	<p>○ 米国に対して、WTOドーハラウンドの合意の重要性を説くべきではないか。</p> <p>○ 日本はWTO中心ではなかったのか。TPPよりもWTOの推進を働きかけるべきではないか。</p>	<p>○ WTOドーハラウンド交渉を前進させるべきだが、それが厳しい状況である以上、幅広い国と質の高いEPAを進める必要がある。</p>

項目	慎重意見	推進意見
<p>3. 外交戦略、安全保障との関係</p> <p>①安全保障との関係</p>	<p>○むしろ経済と安全保障のフレームワークを一体化しない方が、経済利益に資するのではないか。</p> <p>○中国の経済力が高まる中で、中国抜きでTPPを進めることについて中国への配慮が必要ではないか。</p> <p>○農業が壊滅したら離島等を含めて国土の保全は出来るのか。</p> <p>○食料安全保障こそ安全保障上重要な視点であり、最重要視していくべきではないか。</p>	<p>○経済と安全保障を別々に考えるべきではない。</p> <p>○アジア太平洋地域のフレームワークを作るTPPに対して有志国との連携のもと構想段階から入ることが重要であり、アジア太平洋地域の有志国からも期待されている。</p> <p>○資源獲得を含む経済安全保障上重要。</p>
<p>②日米関係</p>	<p>○日米関係は大事であるが、交渉内容が国益に叶っていなければ意味がないのではないか。</p> <p>○事前にはっきりノーと言えば問題ないのではないか。</p> <p>○交渉が成功裏に終わらなければ日米関係上逆効果となるのではないか。</p>	<p>○外交の基軸である日米関係強化の観点からもTPP参加は意義。TPP交渉に参加しなかった場合の影響も考えなくては行けない。</p>

項目	慎重意見	推進意見
<p>4. 成長戦略、中小企業対策、円高対策との関係</p> <p>①成長戦略</p>	<p>○TPPに入ったとしても、関税のインパクトは小さく、円高や人件費の方が問題であり、まずは円高を解消しなければならないのではないか。</p> <p>○国富が増えても、国民が豊かになるとは限らないのではないか。労働分配率が上がらないのではないか。</p> <p>○TPPの経済メリットについてはデータやシミュレーションをしっかりと提示すべき。</p>	<p>○日本の製造業は空洞化の瀬戸際にあり、TPPがそれを防ぐ一つの手段になる。</p> <p>○国際分業、水平分業を促進し、日本が輸出、海外への投資や技術、知財で稼ぐすべを提供する。日本に投資やイノベーションを呼び込むルール作りも大事。</p> <p>○日本は韓国等に対してFTA締結で遅れを取り、国際競争上ますます不利になっている、企業も韓国に行く。</p>
<p>②中小企業対策</p>	<p>○TPPで裨益するのは一部大企業のみで、中小企業や地域経済が犠牲になるのではないか。</p>	<p>○TPPは貿易円滑化や知財保護等で海外進出に積極的な中小企業にも利益がある。中小企業にも海外移転が広がっているが、国内の立地環境改善にも効果がある。</p>
<p>③円高対策</p>	<p>○TPPに入ったとしても空洞化を阻止できないのではないか。関税のインパクトは小さいのではないか。</p> <p>○総合特区で新たなリーディング産業を作る、自動車諸税のような国内障壁を取り除くことで、内需主導による競争力強化を図るべきではないか。</p> <p>○税制改正や電力コスト低減、デザイン強化等の一国でできる対策に取り組むべき。</p> <p>○FTAで差がつく以前から韓国企業等に立ち遅れている。為替の問題が大きい。円高対策や中国市場への進出の方策を考えるべきである。</p> <p>○円高こそ問題であり、優先して対策を講ずるべき。</p> <p>○TPPで輸出が増えてむしろ円高が加速されるのではないか。</p>	<p>○円高対策とTPPは同時並行で進めるべきだ。</p> <p>○円高は様々な要因が絡むものである。立地補助金等別途対策を手当している。</p>

項目	慎重意見	推進意見
<p>5. TPPの地域社会に及ぼす影響について</p> <p>①第1次産業</p>	<p>○開国と農業の維持・食料自給率の向上は政策的に矛盾しているのではないか。安い輸入農産物が入ってくれば、国内の生産額が減少することは目に見えている。世界の食糧需給は逼迫しており、これから奪い合いになる。そのような中で農業の生産能力を落とすようなことはすべきでない。</p> <p>○TPPによって農業にどれだけ影響が出てどれぐらいの国内制度を整える必要があるのか、より精緻なシミュレーションすべき。</p> <p>○規模拡大をしたところで20～30haでは、オーストラリアの2000ha、アメリカの200haに太刀打ちできず、やはり両立は無理ではないか。</p> <p>○所得補償をすと言っても、復興に予算が必要な中、さらに関税もなくせば財源が望めないのではないか。</p> <p>○TPPは関税を原則としてゼロにする協定であり、農業や自給率向上政策との両立は望めない。除外を獲得できると考えるのは楽観的すぎる。</p> <p>○コメは絶対に守らなければならない。</p> <p>○関税ゼロになると育てたい大規模農家に大きな打撃となり、兼業農家だけがリスクヘッジで生き残ることになるのではないか</p> <p>○酪農・畜産など品目ごと、地域ごとの具体的な方策があるのか。砂糖の関税を撤廃すれば、関税収入がなくなり砂糖の生産地を維持する財源がなくなるのではないか。</p> <p>○離島や限界集落の生活に大きな影響を与えることになる。</p>	<p>○食と農林漁業の再生実現会議の基本計画を更に具体化して、TPPと両立できる対策を検討するべきではないか。</p> <p>○TPPによって農業にどれだけ影響が出てどれぐらいの国内制度を整える必要があるのか、より精緻なシミュレーションすべき</p> <p>○これまで自由化から除外してきた農産品についても、国内生産が少ないものから関税撤廃をする、セーフガードのルールを工夫すること等によって、国内の農業への打撃を最小化した形での交渉が可能なのではないか、</p> <p>○コメは守るべきであり、例外化を含めて、対策を考えるべき。</p>
<p>②その他</p>	<p>○工場の海外移転が地方経済に大きな懸念と影響を与えている。製造業の空洞化が進めば、地域経済が維持できなくなる。製造業の国内立地は農家の生活とも関係する。農業と工業の両立を図るべし。</p>	<p>○工場の海外移転が地方経済に大きな懸念と影響を与えている。製造業の空洞化が進めば、地域経済が維持できなくなる。製造業の国内立地は農家の生活とも関係する。農業と工業の両立を図るべし。</p>

項目	慎重意見	推進意見
	<p>○TPP で空洞化が加速される。</p> <p>○日本が米国との関係で本当にとるべきものがあるのか。米国の自動車関税わずか2.5%の撤廃で、本当に輸出が増えるのか。</p> <p>○TPPは工業にはメリットがあっても他産業を巻き込むので、その影響を総合的にみる必要がある。</p> <p>○中小企業や一部の産業は困る企業もあるのではないかな。</p> <p>○大店法改正により、地方商店街がシャッター通り化した。同じことがTPPでも起こりうる可能性がある。グローバル化の流れに乗るだけでなく、日本の仕組みを維持していくことが大事。</p> <p>○産業界が求める関税撤廃についても、早期の撤廃は困難なのではないかな。</p> <p>○TPPは地方対都市の対立の構図を生んでいる。地方の暮らしを守るべき。</p> <p>○関税ゼロとなって地域の産業・雇用構造、生活が大きく転換するのではないかな。44都道府県、8割の地方議会が反対決議をしていることに留意するべき。</p>	<p>○TPP で空洞化が抑制できる。</p> <p>○海外の事例等に習いながら、貿易で影響を受ける産業への地域対策を強化するべき。</p>

項目	慎重意見	推進意見
<p>6. 何を守るのか、攻めるのか (主として、「関税」以外の論点)</p> <p>①総論</p>	<p>○ルール作りというが、何を実現したいのか。根幹のルールは既に決まっております、動かさないのではないか。</p> <p>○一次産業のみならず、医療・国民皆保険・共済・郵政への影響は避けられないのではないか。24分野それぞれに守るべきネガティブリストを出す必要がある。</p> <p>○米国にルールを押しつけられる一方で、日本は得るものがないのではないか。</p> <p>○日本の仕組みをすべて組上に乗せられ、改変させられるのは問題。</p> <p>○仲間もない中、日本の外交力でルール作りに参加でき、実をとれるのか。</p> <p>○小泉政権下で進められた米国からの市場開放要求による規制緩和の延長なのではないか。</p> <p>○TPPを推進する場合には何を守るのかははっきりさせるべき。</p>	<p>○アジア太平洋のルール作りに日本がリーダーシップを発揮できるのではないか。ルール策定段階から交渉に参加しなければ、国益に適うルール作りが困難になるのではないか。TPPのルールが、アジア太平洋地域の貿易投資の基本ルールとなるのではないか。</p> <p>○多数国による交渉なのだから、日本だけが一方的に譲歩を迫られるようなことはないのではないか。</p> <p>○セーフガード措置を関税撤廃の後も可能とするなど、物品に関連しても、日本として大いに追求すべきルールがあるのではないか。政府規制の突然の変更やアンチダンピングの規律強化も重要。</p>
<p>②各論1 (貿易円滑化)</p>		<p>○税関手続きの簡素化等が進めば、特に人手や資金が限られる中小企業にとって輸出がしやすい環境が実現するのではないか。</p>
<p>③各論2 (SPS (衛生植物検疫))</p>	<p>○基準緩和の強制等で、安全でない食品が輸入されるのではないか。</p> <p>○牛肉輸入基準の緩和や、GMO食品の表示の緩和、残留農薬基準の緩和が求められるのではないか。</p>	<p>○日本独自の基準を交渉の中で主張、追求すれば良いのではないか。</p>
<p>④各論3 (政府調達)</p>	<p>○政府調達で、地方の工事を外国企業に取られるのではないか。中小企業に大きな影響が出来るのではないか。</p> <p>○英語で入札広告等を行わなければならない、地方自治体の負担が増大するのではないか。</p>	<p>○日本は、政令指定都市まで対象となっていて、他の国より対象が広い。むしろ開放していない国に攻める分野ではないか。</p>

項目	慎重意見	推進意見
⑤各論4 (知的財産)	<p>○現在米国から提案されている知財ルールでは、日本のジェネリック医薬品の開発・製造は守れない、</p> <p>○アメリカルールになればオリジナル技術ばかりが認められ、改良技術中心の日本の中小企業の技術保護につながらないのではないか。</p>	<p>○企業に技術開示や技術移転を迫ることをやめさせる、模倣品・海賊版対策を強化するなど、技術で稼ぐための知的財産権保護が見込まれるのではないか。</p>
⑥各論5 (越境サービス貿易)	<p>○TPPで、米国等は学校運営や教育サービスへの進出、林地や農地の取得を狙っているのではないか。</p>	
⑦各論6 (商用関係者の移動)	<p>○外国人専門家や単純労働者が大量に流入するのではないか。</p> <p>○商用関係者の範囲が明確にされるべきだ。</p>	
⑧各論7 (金融サービス)	<p>○金融サービスにおいて米国等の制度が押しつけられるのではないか。共済や信用組合等についても米国等から制度変更を迫られるのではないか。</p> <p>○米国等から郵政民営化の見直しにストップをかけられるのではないか。郵政法案に審議中断を求められるのであればTPPには参加できないというべき。</p> <p>○米国が提案しようとしている「国営企業」の規律の中で、郵便事業に制約を受けるのではないか。</p> <p>○共済(全労済など)や郵政にも関わってくる。</p> <p>○日本の医療制度が崩壊するのではないか(健康保険制度の抜本的改革、外資系企業参入による医療サービスの質の低下、混合診療の全面解禁などを強いらられるのではないか)。公的医療保険に関し混合診療の全面解禁を行わないことを確認するべき。</p> <p>○薬の認可や価格決定制度の見直しや、米韓FTAにある特定地域で自由診療を認める規定など、国民の健康にかかる制度まで、特定業界のもうけ主義で見直しを迫られるのではないか。</p>	<p>○医療保険制度について、議論の対象になるとは思えないが、仮に米国等が変更を迫ってくるとしても、日本が駄目なものは駄目と言えれば良い。豪州やNZも、米国のような制度が入ってくることはよしとしないと言っている。</p>

項目	慎重意見	推進意見
⑨各論 8 (投資)	<p>○国家对投資家の紛争処理で、理不尽な理由で国が外資に訴えられるのではないかと(豪州も ISDS を採用することに反対している)。</p> <p>○日本を米国のような訴訟社会にしてはならない。</p>	<p>○国家对投資家の紛争処理は、日本の企業を海外で守るために必要なのではないかと。日本の既存の EPA にも含まれる規定である。</p>
⑩各論 9 (環境)	<p>○環境に関する国内制度が非関税障壁として否定されるのではないかと。</p>	<p>○輸出拡大をはかる目的で環境規制を緩めることを禁じることで、高いレベルの環境規制を持つ日本の競争条件が向上するのではないかと。国際的な環境保護水準の引き上げにも資するのではないかと。</p>
⑪各論 10 (労働)	<p>○終身雇用や社会保障も非関税障壁とされ、労働者の権利も大幅に制限されるのではないかと。</p>	<p>○輸出拡大をはかる目的で労働者保護規制を緩めることを禁じることで、高いレベルの労働者保護規制を持つ日本の競争条件が向上するのではないかと。国際的な労働者保護水準の引き上げにも資するのではないかと。</p>
⑫その他事項	<p>○一定の著作物の再販制度については維持されなければならない。</p> <p>○著作権保護期間の延長等はこれまでの審議会での議論を踏まえて対応しなければならない。</p>	

項目	慎重意見	推進意見
<p>7. 交渉戦略</p> <p>①交渉参加までの論点</p>	<p>○交渉参加以前に、交渉撤退のトリガーを含めてしっかり交渉方針を定めるべき。</p> <p>○TPP交渉参加への全ての国の同意に当たり、米国議会等から、日米経済調和对話の米国側関心事項等二国間の懸案への対応が求められるのではないか。早く入るために丸呑みをさせられるのではないか。NAFTAを結んだカナダ、メキシコは何故参加していないのか考えるべき。</p> <p>○日米構造協議、BIS規制のような交渉は二度とするべきでない。</p>	<p>○交渉に参加し、全体パッケージの中で利益の出し入れをするべきである、何を除外するか、はじめから言うべきものではない。テーブルに載せて、そこから交渉が始まる。</p> <p>○日米経済調和对話の米国関心事項の項目は全て民主党政権が否定しているものではなく、一部積極的に取り組んでいるものもある。</p> <p>○TPPをやらなければ米側から求められなくなるわけではない話であり、日米二国間問題として並行して議論すべき話。</p> <p>○日本から米国等に交渉を働きかけるものもあるのではないかと。議員外交で交渉権を持つ米国議会に働きかける等対抗するべき。</p>
<p>②交渉方針</p>	<p>○TPPにおいて、除外品目は全く認められないのか。</p> <p>○TPP交渉の前に日豪FTAを終えておくべき。日米FTAを先行してできないのか。</p>	<p>○TPPにおいて、除外品目は全く認められないのか。</p> <p>○全ての関税品目を交渉の対象にしても、除外品目が認められるかどうかは交渉次第ではないか。</p> <p>○交渉の余地があるうちに参加することで、重要な農産品を含む関税について、特別な配慮を得られる可能性があるのではないか。</p> <p>○議会が守らなければいけない点を明確にし、それを梃子に政府がしたたかに交渉した方がよい成果が得られるのではないかと。</p> <p>○TPP交渉の前に日豪FTAを終えておくべき。</p>
<p>③交渉体制</p>		<p>○交渉に参加しても、国益に沿わないとなれば、交渉から離脱すれば良いのではないかと。協定を批准しなければ良いのではないかと。</p> <p>○国益に沿ってきちんと交渉を行うというメッセージを出すべき。</p> <p>○過去の外交交渉での成功例に学び交渉の手順や体制を整備し、したたかに交渉するべき。専任の国務大臣やワンストップの機関の設置などを検討するべき。各省間での摺合せが必要。</p>

<p>④交渉参加の判断時期</p>	<p>○なぜAPECでTPPの交渉参加表明をするのか。</p> <p>○震災復興や原発事故への対応が最優先であり、今、拙速に決断することはない。</p> <p>○一度交渉入りしたら抜けられないのではないか。退路を断つことになり危ないのではないか。</p> <p>○期限を決めて戦略を考えることは交渉戦略上も不適切ではないか。</p> <p>○これから交渉への参加表明をしてルール作りに間に合うのか。米国議会の90日の通告期間と事前協議で間にあわないのではないか。関税の原則撤廃などTPPの重要なルールは既に出来ているのではないか。</p> <p>○交渉が出来てから参加するか否か判断してもいいのではないか。 日本にとって必要な途上国に対して「攻める」ルールは日米で大きく違わないのではないか。</p> <p>○米韓FTAの状況を見てから判断してもよいのではないか。</p>	<p>○仮にTPPの枠組みが出来た後に入ればより厳しい条件になってしまうのではないか。ルール作りに実質的に関与するためにも、早急に交渉に参加すべきではないか。</p>
-------------------	--	---

## TPPの懸念事項（絞り込んだもの）と党としての考え方

### 1. 総論

- (1) TPP交渉参加に際し、(米国等から) 何らかの条件（前払い）を求められるのか。
  - 交渉参加に向けた関係国との協議において6か国からは我が国のTPP交渉参加について、「条件」を求められるものはなかったが、米国・豪州・NZからは、そもそも日本が受け入れ難いものを含めて、一定の「条件」を求められていると認識している。党としては「前払い」は認められないことを決議し、政府に申し入れを行った。
- (2) ハイスタンダードの定義は何か。100%関税撤廃が原則なのか。例外は全く認められないのか。
  - ハイスタンダードの明確な定義はないが、少なくともすべての物品をテーブルに載せる必要があるのがTPPであり、その交渉において現時点で例外を求めている国はない。党としては、国内に深刻な影響がある分野にかんがみ、例外なき関税撤廃は認められない。また、制度についても、日本に不利な形で調和を求められる可能性があることに十分に留意する必要がある。
- (3) 参加国で合意済みのルールについて再協議（リオープン）できるのか。
  - 再協議の可能性について、様々な報道があるのは承知しているが、政府やPT訪米訪加団の情報収集の結果、原則、再協議はできないものと考え。仮に交渉参加を判断する場合、その時点で我が国が受け入れられないルールが合意されていないか、確認することが必要である。なお、仮にFTAAPに向けてTPPが軸となるなら、多くのアジア諸国と巻き込んでいく観点から、TPP自体に再協議に関する柔軟性が必要だと考える。
- (4) TPPは米国中心の枠組みであり、他の経済連携に悪影響を与えるのではないか。
  - 昨年APECで日本が交渉参加に意欲を見せたことにより、それまで止まっていた他のEPAが動き出すという良い影響があったと考えられるが、仮に交渉参加した場合には、TPPがブロック経済とみなされ、他の経済連携に悪影響を及ぼす懸念はある。また、「アジアの経済成長を取り込む」立場に立つなら、まずはアジアとの経済連携を最優先とすべきとの考え方もある。TPPが他の経済連携に与える影響については両側面があることから、重要なのは、政府が経済連携全体の戦略をきちんと定めた上で、TPPを含む個別の経済連携への参加の是非を検討することである。

- (5) 交渉内容は非公表であり、十分な事前の情報収集はできないのではないか。
- 交渉に正式に参加していない現段階ですべての情報を収集し、あるいは公表することは困難。しかし、そのことのみを理由に交渉参加の是非を判断することは適当ではない。
- (6) 仮にTPPに参加し、環境基準、食品安全、労働法規等の分野において、米国に有利な基準を無原則に認めることになれば、今後のマルチのルールメイキングで手足を縛られる可能性があるのではないか。
- (個別論点参照)

## 2. 個別論点 その1 (農林水産業関係、食品安全等)

- (1) 農林水産業への悪影響が甚大ではないか。特に、内外価格差が大きいコメ、特定地域の主要産業である砂糖等、実現可能な対策が困難な品目があるのではないか。また、食料自給率が大幅に低下し、食料安全保障上問題が生じるのではないか？
- 仮に日本がTPPに参加してコメ、砂糖等のセンシティブ品目の関税が撤廃された場合は、農林水産業への悪影響や食料自給率の低下による食料安全保障上の問題が生じることが懸念される。政府は、国民のこうした懸念を払拭するために、TPPに参加した場合の現実的な影響を精緻に分析するとともに、日本の農業を守り抜くためにどのような対応を行うか、どのような財政支援策が必要か、その財源を確保できるのか、党としてもその現実的可能性を含めて検討し、国民に方向性を示していくべきである。これらは、TPP交渉参加の是非を判断する前提になると考える。
- (2) センシティブ品目の除外は認められるのか。
- 総論(2)の回答と同じ。
- (3) 戸別所得補償制度、漁業所得補償制度、漁業補助金等が否定されるのではないか。
- 少なくとも漁業補助金については、すでに交渉において議論されていると承知しており、交渉の結果次第では懸念が払拭しきれない。戸別所得補償制度、漁業所得補償制度については、これまでにどのような議論が行われているかは明らかではないが、いずれの制度についても堅持する必要があると考える。
- (4) GMO表示、農薬の安全基準等について緩和を求められるなど、食の安全が損なわれるのではないか。
- 政府の情報収集によれば、現時点で個別の食品安全基準の緩和等は議論されていないとされる。また、GMO表示等については、オーストラリアやNZも日本と同じ立場との情報もあるが、今後の議論によっては懸念は払拭しきれない。党としては、食の安全を損なう内容を含む協定は認められない。

### 3. 個別論点 その2 (T B T、政府調達、知財、医療等)

- (1) 自動車の安全基準・環境基準の緩和、自動車税制の変更を求められるのではないかと。
  - 現に米国から求められていると認識しており、それゆえに党として決議し、政府に申し入れを行った。
- (2) 公共事業等において外国企業が参入し、地元企業の受注機会が減少するのではないかと。
  - 一般論として入札基準額引き下げにより、地方自治体も含め、公共の建設事業や建設コンサル事業の入札に外国企業が参入する可能性は高まる。これまでの外国企業による参入実績は少ないが、引き下げによる影響を慎重に見極める必要がある。
- (3) 知的財産権に関して、保護期間変更によって、医薬品業界、とりわけジェネリック薬品等への打撃が大きいのではないかと。
  - 知的財産権に関しては、パテントの有効期間、非親告罪化など制度の根幹に触れる問題、日本企業の応用技術開発制限、独創技術の開示強制、インターネットの自由な発展を阻害する当局の介入などの問題に関しても十分な議論と制度的対応が考慮されていない。さらにまたグローバル経済における日本の成長戦略や独自の産業政策が阻害される危険がある。
- (4) 米国の医薬品業界が薬価決定プロセスに参加し、薬価の高騰を招くのではないかと。
  - 懸念を否定することはできないが、現時点で求められてはいない。薬価決定のプロセスについては、すでに米国から二国間で要求が出されており、T P P交渉において、同様の要求は出さないと米国業界から聴取している。仮に交渉事項として出された場合でも、薬価の高騰を招かないような対応が必要である。
- (5) 混合診療の解禁等、国民皆保険制度が影響を受けるのではないかと。
  - 米国は「混合診療は求めない」と公式に表明している(参照：在日米国大使館HP)が、米韓F T Aでの韓国の状況を踏まえれば、懸念は払しょくしきれない。現在のT P P交渉参加国の中には、カナダ、豪州のように公的医療制度(税方式の国民医療制度)を持ちながら、いわゆる「混合診療」(以下、「混合診療」)が解禁されている国があることから、今後、他国から混合診療を求められる可能性は否定できない。それゆえ「混合診療」がT P Pで求められる場合があっても、党としては、我が国の公的医療保険による国民皆保険制度が実質的にも、結果的にも損なわれる内容を含む協定は認められない。

(6) 郵便、水道などの公的セクターに海外の営利企業が参入し、公共性が保てなくなるのではないか。

- 日本政府自体が郵便事業、水道事業などの民間参入、民間委託を推進していることを踏まえれば、海外の営利企業が参入する可能性は十分にある。ただし、「海外」の営利企業が参入することがすなわち「公共性が保てなくなる」ことにつながるものではないと考えられる。また、今国会で成立した改正郵政民営化法に基づき、郵政3事業のユニバーサル・サービスを担保することは当然の前提である。ただし、このように公共性を保つための枠組み自体がTPPにおいて、民間参入の障壁と見なされるのではないかと懸念もあり、党としては、公的セクターの公共性を担保させる我が国の法制度が崩されることがあってはいけないと考える。

(7) 医師、薬剤師、税理士等の免許・資格の相互承認が求められるのではないか。

- 政府の情報収集によれば、現時点では、免許・資格の相互承認は議論されていないとされる。日インドネシアEPA、日フィリピンEPAにおいて相手国の看護師・介護士の資格を保有する者が日本の資格を取得するために入国、一時滞在を認めてきた経験を踏まえつつ、免許・資格の相互承認についてはより慎重な検討が必要である。

#### 4. 個別論点 その3 (商用関係者の移動、金融サービス、ISDS等)

(1) 外国人労働者の流入により、日本人の雇用機会や賃金が減少するのではないか。

- 政府の情報収集によれば、商用関係者については、各国がそれぞれ約束を適用する範囲の検討等を議論していると承知。なお、現時点で単純労働者の移動は交渉において議論されていないとのことであり、また、米国は「単純労働者の受入れを求めるものではない」と公式に表明している(参照：在日米国大使館HP)が、影響につき、懸念は払拭しきれない。

(2) 労働法規について統一基準・仕組みを設けると、労働紛争解決について問題が生じるのではないか。

- 政府の情報収集によれば、労働分野については、貿易・投資の促進を目的とした労働基準の緩和の禁止、国際的に認められた労働者の権利保護等が議論されている模様。現時点で労働法規の統一基準等を設ける議論はされていないとのことであるが、我が国の法制で認められている労働者の権利等を損なうことは認められない。

(3) 日本郵政におけるユニバーサル・サービスが担保できなくなるのではないか。簡保の新商品販売が認められなくなるのではないか。

- 今国会で成立した改正郵政民営化法に基づき、郵政3事業のユニバーサル・サービスを担保することは当然の前提である。また、保険は米国の関心事項の一つであると承知している。また、日本郵政は、ゆうちょ銀行の住宅ローンや郵便事業での引っ越しなど「総合生

活支援企業」の充実を目指したいと表明している。なお、保険は、米国の関心事項であるが、党としては本件も含め、「前払い」は認められないことを決議し、政府に申し入れを行った。

(4) 共済の税制・規制上の優遇措置がなくなるのではないか。

- これまでに共済といった個別分野の扱いについては明らかになっていない。他方で、TPP交渉における保険サービスについては、民間との対等な競争条件の確保を念頭に議論が行われているとの情報がある。共済については、これまで議論はないとの情報もあるが、懸念は払拭しきれない。

(5) ISDS条項により我が国の主権を害されるのではないか。また、遺伝子組み換え作物の栽培規制条例などが障壁とみなされ、ISDS条項で訴えられる可能性があり、地方自治が侵害される恐れがあるのではないか。

- ISDSには、海外に進出している我が国企業の活動を守るというメリットがある一方で、我が国に進出している外国企業がこれを乱用する懸念もある。また、他国同士の経済連携協定の事例では、乱用が疑われるものがある。これまで我が国が結んできたEPAなどで、具体的な提訴の事例は見られないものの、我が国の主権や地方自治の侵害につながるような協定は認められない。なお、米韓FTAにおける経緯やNAFTAを踏まえたカナダの立場も参考にすべきである。

(6) 日本郵政の事業を民間とイコールフットィングにしなければならないことについてもデメリットになるのではないか。

- 改正郵政民営化法では、対等な競争条件を確保するための措置を講じている。我が国としては、WTO協定を始めとする国際約束との整合性をこれまでも確保しており、民間とのイコールフットィングを引き続き担保し続けなければならない。

(以上)

2012年5月16日

## 経済連携のメリット（ポイント）

経済連携PT事務局

以下は、議員より寄せられた経済連携に関するメリットに関する意見について、機械的にポイントを整理・要約したものの。

### 1. 全般

- 将来のFTAAPを展望した時、TPPへの早期参加によって、将来のアジアのルール作りにおいて主導的役割を果たすことが可能となる。
- 日本企業の世界的なネットワーク、サプライチェーンを踏まえれば、「線の展開」から「面の展開」へ広げていくことが必要。
- アジア太平洋地域の富を広域的経済連携強化によって日本に取り込み、バランス良く国内で配分することが日本の成長に繋がる。
- 日本単独で大市場国に高いレベルのルールを求めることは困難であり、他の先進国、自由貿易を重視する途上国と協力するTPPには特別の戦略的意義がある。
- 食料自給率50%など政府・民主党が掲げている目標に支障が無い範囲で輸出拡大やルール作りが進むことはメリット。
- 政治的メリット：協定国間の政治的摩擦の軽減、信頼醸成が期待できる。また、協定地域外に対しても交渉力の向上が期待できる。
- 米・豪若しくはベトナム・マレーシア・ブルネイとの連携強化は日本の安全保障及びシーレーン防衛のために重要。

### 2. 個別分野

以下のように各個別分野ごとにメリットがあるが、全般として「ルールの整備・透明化」「手続きの簡素化」「投資保護の強化」などが中小企業を含めた日本企業にとってメリットが大きい。

#### (1) 物品市場アクセス

- 関税引き下げは我が国の輸出競争力を向上し、これが空洞化防止、国内雇用維持に結びつく。
- 一定の品目の価格低下が見込まれ、消費者のメリットは大きい。
- 我が国農産品輸出の拡大に資する。

- 食料・鉱物資源の輸出規制・輸出関税の見直し、資源開発分野への投資の自由等により、資源・エネルギーの安定供給の確保が進められる。

## (2) 非関税分野

### 【貿易円滑化・貿易救済】

- 通関時の複雑な手続きの簡素化、輸出入手続きにかかる情報へのアクセス改善は中小企業にとって重要。
- 恣意的なアンチダンピング発動に対する規律・手続きの強化

### 【SPS】

- 各国関連機関と連携することで、日本国内に輸入される食の安全、製品の安全を確保

### 【TBT】

- 商品の認証基準や自動車の安全基準等、各国・地域ごとに統一されていない技術基準の標準の設定により日本からの投資環境が整備される。

### 【政府調達】

- WTO政府調達協定（GPA）未締結国における市場開放が可能に。

### 【知的財産権】

- 模倣品や海賊版対策強化、ロイヤリティ料率に対する現地政府の介入禁止などにより、日本の技術を守り、利益を還元することが可能となる。

### 【越境サービス】

- 流通、金融分野における外資規制を見直すことで、我が国企業の自由な参入が進められるようになる。

### 【商用関係者の移動】

- ビジネスマンのビザ発給、入管手続き等の簡略化で、中小企業を含む我が国企業の海外活動が容易になる。

### 【投資】

- 外国政府による突然の規制変更や防止や資金移転の自由を確保することで、海外進出した我が国企業を守り、利益還流を容易にできる。

**【環境、労働】**

- 投資誘致のための環境・労働基準緩和や投資先企業との規制差別を撤廃し、国際的な環境、労働関係のルールを定めることで公平な競争力を確保できる。

その他、「金融サービス」「電気通信」「制度的事項」「分野横断的事項」についてもメリットの指摘があった。

以上

\*このメモは経済連携PT総会における  
議員発言を要約、整理したものです。

## 経済連携とデフレの関係について

- 経済連携とデフレの関係については、「安価な商品等の流入は供給過多、低賃金化、失業者増等を通じて、デフレを加速させる」という意見がある一方で、「関税の引き上げ／撤廃による特定品目の価格低下と、物価全体が持続的に下落するデフレとは異なる問題」との意見もあった。
- マクロ経済の観点から見れば、デフレは需給関係、マネーサプライなどを主たる要因としており、経済連携の推進はニュートラルであり、その推進が即ちデフレを加速させることは無いとの見解を示された。しかし、関税の引き下げ／撤廃が行われる中で、その対象となる特定の分野については価格や賃金の引き下げ圧力が増大する可能性があることには留意が必要である。
- 仮に経済連携を進める場合、特定の地域、業種で生じる痛みに適切に対応することが極めて重要である。どの相手国と進めるのか、その際にはどのような品目で関税の引き下げ／撤廃を求められるのか、どのようなルールの見直しを求められるのかを交渉を通じて詳細に情報収集・分析し、適切な政策対応が可能かどうかを見極めた上で、国益全体の観点から、当該経済連携の可否を判断する必要がある。
- また、我が国経済は既に10年以上にわたってデフレが継続している。このような戦後の先進国が経験した事のない状況の中で、経済連携の推進によって、例え一部品目といえども安価な海外の物品等が国内に流入することについては、懸念を抱いている国民も多い。言うまでもなく、デフレは人々のマインドの問題でもあることから、このような国民の懸念に十分に配慮しなければならない。政府は国民に対して、当該経済連携のメリットを明確に、分かりやすく説明するとともに、前述のように経済連携のマイナスの影響を受ける地域、業種に対する政策を丁寧に講じる必要がある。

以上

## 経済連携の雇用への影響について

- 経済連携の推進が国内雇用に与える影響については、「経済連携の推進を通じた輸出拡大を通じて国内雇用の維持・拡大を図ることが重要」との意見がある一方で、「経済連携の推進は雇用喪失を招くのではないか」との意見もあった。また具体例として議論されたNAFTAについても「米国雇用が失われた」「経済、雇用への影響は一概には判断できない」という双方の意見があった。さらに「為替動向が雇用に与える影響が大きいことから、経済連携の推進が為替に与える影響を分析すべき」との意見もあった。
- 経済連携の雇用への影響は、経済モデルの分析の詳細を十分に検証し、参考にすることが重要であるが、個々の経済連携の内容、影響が発現する時間軸や地域或いは海外で得られた利益の国内還元策や経済連携の影響を受ける物品・サービス、地域に対して講じられる各種の政策によって、影響のプラスマイナス、度合は異なるものと考えられる。ただし、適切な政策を講じない場合には、地域、業種によっては相当の影響が生じることが想定される。
- 企業規模によっても対応は異なることが想定される。経済連携の推進は、海外進出可能な大企業や中堅・中小企業にとっては雇用をはじめ経営上プラスとなる可能性があるものの、生産拠点の移転というマイナス面と海外収益の国内還元というプラス面の双方が考えられ、個別企業毎に多様な対応をとるものと見込まれる。一方で、現行の関税や国内外のルール等によるメリットを受け、今後も農林水産業や海外に進出できない中小企業にとっては、海外からの安価な物品等の流入の影響を受け、経営面、雇用面、双方ともマイナスの影響が出ると考えられる。
- 経済連携の推進のみで雇用の維持・拡大が実現できるとは一概には言えず、同時に雇用を維持・拡大するための政策を、個々の経済連携の実情に応じ、地域・業種などごとにきめ細かく講じることが重要だと考えられる。また、長期的な観点からは、語学、専門的な技術、豊かな感性、国際的な視点などを培うための教育、人材育成が雇用の維持・拡大のために不可欠である。
- 今後、経済連携を推進する場合、各種の政策実施と相俟って「国内の産業の多様性を守りながら雇用を増やす経済連携」とすることが重要である。そのため、交渉において「取るべきものは取り」、「守るべきものは守り」、また物品・サービス、地域に応じた肌理細かな政策を実施しなければならない。その際には「どのような雇用を守るのか」という観点も重要である。

以上

\*このメモは経済連携P T総会における  
議員発言を要約、整理したものです。

## 経済連携全体におけるTPPの位置づけについて

- 経済連携・自由貿易については、総じて進めていくべきだとの認識が示された。  
TPPについては、世界第2位の経済規模の中国が入っていないため、「ASEAN+3、6を優先すべきである」、「ASEAN+6で面をおさえ、ルールをTPPでおさえ、二国間では日豪EPAを優先するべきである」との言及があった。  
また、将来的には、「FTAAPを目指すことが国益である」との意見に対し、「FTAAPは良いものであるかのように語られているが、実態がない」との指摘があった。
- 経済連携とTPPの関係については、「TPPは、例外なき関税撤廃を求め、非関税分野において、締約国の国内制度を統一させる可能性のある次元の異なるものである。国の制度、基本政策に変化をもたらすので、産業構造の変化、農業への支援などの国内的な対応をしっかりさせなければ、踏み込むべきでない」、「TPPは、ルール重視であり、例外なき関税撤廃を求める為、これまでのEPAと異なるものである」との意見があった。  
また、TPPは、「マルチ交渉で我が国が抑え込まれる可能性もある為、今取り得る選択肢ではない」、「アジアに分断をもたらす排他的な枠組みである」、「交渉過程が公表されない特殊性がある」との指摘があった。
- 一方で、「TPPもGATT協定24条の定義により、経済連携のひとつである」、「TPPは、あくまで高いレベルのEPAのひとつであり、異質なものではない」、「TPPにこだわる必要はないが、各国もセンシティブ品目を持っており、例外品目が残る可能性はある」、「経済的なメリットだけでなく、安全保障の観点からも早く交渉参加すべきである」との意見があった。
- TPPのルールについては、「既に9カ国で決まったルールは動かさない」という指摘の一方で、「我が国が、TPPに入ることで、ルールを柔軟なものに変えるべきである」との言及があった。  
また、「TPPは、交渉ルール自体が特殊である」、「協定交渉9カ国すべての同意を得ないと、新規国の交渉参加が認められない」、「交渉参加にあたっては、『入場料』の支払いが求められる」という点について指摘があった。
- 米国との向き合い方については、米国が自国の制度を押し付けるのではないかという懸念が寄せられた一方で、「米国は、理屈を説けば、立ち止り考える国であ

\*このメモは経済連携PT総会における  
議員発言を要約、整理したものです。

る」との意見があった。

また、米国と向き合うべき観点として、『何もしない』、『個別案件毎に2国間で協議』、『2国間で協議』、『多国間で協議』、『WTOで協議』する選択肢がある」との見解が示された。

- 客観的に見て、TPPには「1. 例外なき関税撤廃、2. ルール重視、3. 米国が入っている、4. 後から入ってくる新規交渉参加国にとって、交渉環境が公平ではない」という特性がある。TPP交渉参加の是非を巡っては、これらの点について十分留意するべきである。

以上

内閣官房長官

藤村 修 殿

2012年7月13日

経済連携 P T

### TPP 交渉参加に向けた関係国との協議に関する要請

TPP 交渉参加に向けた関係国との協議に際し、政府は個別具体的な分野において当該関係国との将来の経済連携のあり方に影響し、国益を損なうようないかなる譲歩もしないよう、党として強く求める。

以上